

四日市市告示第205号

地域スポーツ振興事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年 3月31日

四日市市長 森 智広

地域スポーツ振興事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民のスポーツの習慣化や健康増進を図るため、市内で活動する総合型地域スポーツクラブに対し補助金を交付することについて、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において総合型地域スポーツクラブとは、身近な地域でスポーツに親しむことができ、子供から高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営される団体とする。

(補助金の交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、総合型地域スポーツクラブが行うスポーツ活動に係る事業で、地域スポーツの振興及び市民のスポーツの習慣化や健康増進につながるスポーツ教室、スポーツ・レクリエーション大会等の自主事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に係る経費で、保険料、印刷製本費、消耗品費、委託料、役務費、謝金、旅費、使用料及び賃借料その他事業の実施に直接必要な経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の5分の4以内の額とし、50万円を上限とする。ただし算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 補助対象事業に他の収入がある場合の補助金の額は、補助金の額と他の収入の額との合計が、総事業費を超えない範囲とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業補助金等交付申請書に事業計画書、収支予算書その他必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書により申請者に通知する。

(計画の変更)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業の内容、経費の配分その他の事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に補助事業等計画変更承認申請書を提出し承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費全体及び各費目における20パーセント以内の変更をいう。

3 市長は、第1項の規定による計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、前条の規定による決定を変更することができる。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、すみやかに補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第10条 市長は、補助金交付後に申請者が予定した事業を実施しなかった場合は、交付した額の一部又は全額を返還させることができる。

（補助金の評価）

第11条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

（重複助成の禁止）

第12条 この補助金は、総合型地域スポーツクラブ育成事業費補助金交付要綱（平成30年四日市市告示第215号）に規定する補助金の交付を受けた年度については、交付しないものとする。

（補則）

第13条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（有効期限）

2 この要綱は、令和6年3月31日限りその効力を失う。